

議案第 19 号

和光市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
を定めることについて

和光市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
和光市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 39 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後							改正前						
別表（第 2 条関係） 退職報償金支給額表							別表（第 2 条関係） 退職報償金支給額表						
(単位 円)							(単位 円)						
階級 勤務年数	団長	副団 長	分団 長	副分 団長	班長	団員	階級 勤務年数	団長	副団 長	分団 長	副分 団長	班長	団員
(略)							(略)						
3 0 年以上 3 5 年 未 満	(略)						3 0 年以上	(略)					
3 5 年以上	1 ， 0 7 9 ， 0 0 0	1 ， 0 0 9 ， 0 0 0	9 4 9 ， 0 0 0	9 0 9 ， 0 0 0	8 3 4 ， 0 0 0	7 8 9 ， 0 0 0							

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- （適用区分）
- 2 この条例による改正後の和光市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

令和7年2月20日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令が一部改正されたことに伴い、永年勤続消防団員の処遇を改善するため地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。